

目 次  
第1号（5月12日）

告 示 .....	1
応招議員 .....	1
議事日程 .....	2
本日の会議に付した事件 .....	3
出席議員 .....	4
欠席議員 .....	4
事務局職員出席者 .....	5
説明のため出席した者の職氏名 .....	5
開 会 .....	5
仮議席の指定 .....	5
津和野町議会議長の選挙について .....	6
議席の指定 .....	9
会議録署名議員の指名 .....	9
会期の決定 .....	10
津和野町議会副議長の選挙について .....	13
津和野町議会常任委員会委員の選任について .....	14
津和野町議会運営委員会委員の選任について .....	14
議会広報編集委員会の設置及び委員の選任について .....	14
津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について .....	16
津和野町議会選出の鹿足郡事務組合議会議員の選挙について .....	17
津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の選挙について .....	18
津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙について .....	19
町長提出第73号議案 .....	24
町長提出第74号議案 .....	24
町長提出第75号議案 .....	29
町長提出第76号議案 .....	31
町長提出第77号議案 .....	31
町長提出第78号議案 .....	31
町長提出報告第1号 .....	39
町長提出報告第2号 .....	42
閉 会 .....	43
署 名 .....	44

津和野町告示第 49 号

平成 26 年第 3 回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

平成 26 年 5 月 8 日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成 26 年 5 月 12 日
- 2 場 所 津和野町役場日原第 2 庁舎議場

---

○開会日に応招した議員

後山 幸次君	川田 剛君
米澤 宥文君	岡田 克也君
草田 吉丸君	丁 泰仁君
寺戸 昌子君	御手洗 剛君
三浦 英治君	京村まゆみ君
板垣 敬司君	沖田 守君

---

○応招しなかった議員

---

---

平成 26 年 第 3 回 (臨時) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 26 年 5 月 12 日 (月曜日)

---

議事日程 (第 1 号)

平成 26 年 5 月 12 日 午前 9 時 00 分開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 津和野町議会議長の選挙について
- 追加日程第 1 議席の指定
- 追加日程第 2 会議録署名議員の指名
- 追加日程第 3 会期の決定
- 追加日程第 4 津和野町議会副議長の選挙について
- 追加日程第 5 津和野町議会常任委員会委員の選任について
- 追加日程第 6 津和野町議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第 7 議会広報編集委員会の設置及び委員の選任について

- 追加日程第 8 津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 9 津和野町議会選出の鹿足郡事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 10 津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 11 津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 12 町長提出第 73 号議案 専決処分の承認を求めることについて  
津和野町税条例の一部改正について
- 追加日程第 13 町長提出第 74 号議案 専決処分の承認を求めることについて  
津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 追加日程第 14 町長提出第 75 号議案 津和野町監査委員の選任について
- 追加日程第 15 町長提出第 76 号議案 平成 25 年災第 286 号吹野線道路災害復旧  
工事他 8 件合冊工事請負契約の締結について
- 追加日程第 16 町長提出第 77 号議案 平成 25 年度後田地区下水道管布設工事請負  
変更契約の締結について
- 追加日程第 17 町長提出第 78 号議案 平成 26 年度津和野町一般会計補正予算（第  
1 号）
- 追加日程第 18 町長提出報告第 1 号 平成 25 年度津和野町一般会計繰越明許費繰  
越計算書の報告について
- 追加日程第 19 町長提出報告第 2 号 平成 25 年度津和野町下水道事業特別会計繰  
越明許費繰越計算書の報告について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 津和野町議会議長の選挙について
- 追加日程第 1 議席の指定
- 追加日程第 2 会議録署名議員の指名
- 追加日程第 3 会期の決定
- 追加日程第 4 津和野町議会副議長の選挙について
- 追加日程第 5 津和野町議会常任委員会委員の選任について
- 追加日程第 6 津和野町議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第 7 議会広報編集委員会の設置及び委員の選任について
- 追加日程第 8 津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙  
について
- 追加日程第 9 津和野町議会選出の鹿足郡事務組合議会議員の選挙について

- 追加日程第 10 津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 11 津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 12 町長提出第 73 号議案 専決処分の承認を求めることについて  
津和野町税条例の一部改正について
- 追加日程第 13 町長提出第 74 号議案 専決処分の承認を求めることについて  
津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 追加日程第 14 町長提出第 75 号議案 津和野町監査委員の選任について
- 追加日程第 15 町長提出第 76 号議案 平成 25 年災第 286 号吹野線道路災害復旧  
工事他 8 件合冊工事請負契約の締結について
- 追加日程第 16 町長提出第 77 号議案 平成 25 年度後田地区下水道管布設工事請負  
変更契約の締結について
- 追加日程第 17 町長提出第 78 号議案 平成 26 年度津和野町一般会計補正予算（第  
1 号）
- 追加日程第 18 町長提出報告第 1 号 平成 25 年度津和野町一般会計繰越明許費繰  
越計算書の報告について
- 追加日程第 19 町長提出報告第 2 号 平成 25 年度津和野町下水道事業特別会計繰  
越明許費繰越計算書の報告について

---

出席議員（12 名）

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宥文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	下森 博之君	副町長	.....	島田 賢司君
教育長	.....	本田 史子君	参事	.....	大庭 郁夫君
総務財政課長	.....	福田 浩文君	税務住民課長	.....	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長	.....	内藤 雅義君	農林課長	.....	久保 睦夫君
環境生活課長	.....	竹内 誠君	健康福祉課長	.....	齋藤 等君
建設課長	.....	田村津与志君	教育次長	.....	世良 清美君
会計管理者	.....	山本 典伸君			

---

#### 午前9時00分開会

○事務局長(和田 京三君) おはようございます。議会事務局長の和田でございます。  
今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

本日の臨時議会は一般選挙後の初めての議会でございます。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長を行うことになっております。

それでは年長の後山幸次議員を御紹介を申し上げるとともに、臨時の議長の職務をお願ひしたいと思います。後山議員よろしくお願ひします。

〔臨時議長 後山幸次君議長席に着く〕

○臨時議長(後山 幸次君) 皆さん、おはようございます。ただいま紹介をされました後山幸次です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひをいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第3回津和野町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1. 仮議席の指定

○臨時議長(後山 幸次君) 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席といたします。

---

#### 日程第2. 津和野町議会議長選挙について

○臨時議長(後山 幸次君) 日程第2、津和野町議会議長の選挙を行います、4番。

○議員(仮議席4番 岡田 克也君) 休憩動議を求めます。

○臨時議長(後山 幸次君) ただいま仮議席4番、岡田克也君から休憩の動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので、成立しました。よって、本動議は直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りをいたします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、休憩の動議は可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前9時03分休憩

.....  
午前9時06分再開

○臨時議長（後山 幸次君） それでは休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（後山 幸次君） ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に仮議席12番、米澤宥文君、仮議席11番、寺戸昌子君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（後山 幸次君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票をお願いします。投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（後山 幸次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（後山 幸次君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

仮議席1番議員から順次順番に投票をお願いをいたします。失礼しました。私が1番です。2番より投票をお願いします。

〔議員投票〕

○臨時議長（後山 幸次君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（後山 幸次君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。米澤宥文君、寺戸昌子君の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（後山 幸次君） それでは投票の結果を報告します。

投票総数は12票であります。これは先ほどの出席議員数と符合しております。投票総数12票、有効投票8票であります。無効投票が4票であります。有効投票のうち沖田守君7票、寺戸昌子君1票、以上であります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、沖田守君が議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（後山 幸次君） ただいま議長に当選されました沖田守君が議長におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ここで新議長の御挨拶を受けたいと思います。自席でお願いをいたします。

○議員（仮議席12番 沖田 守君） ただいま今回の改選によって、不肖私、沖田守が議長ということで、議員各位の御推挙を頂戴してありがたく思っております。

立候補の御挨拶でも申し上げましたように、議会運営にはあくまでも公正中立なお不偏不党の精神を貫く、そういう覚悟であります。我々に与えられたこの4年間というのは顔見せのときにお話を申し上げたように、昨年7月28日の我が町を襲った豪雨災害の復旧復興を町当局と一緒に総力を挙げて取り組むと、これが第一義であろうと存じますが、あわせて本町が抱えておるさまざまな課題、特に過疎、少子高齢化が著しく進行する今日状況の中で執行部とともに議会も英知を結集してこの解決策に取り組む、そういうことが何よりも大事であろうと、このように考えております。

議員各位の格別の御支援を頂戴し、午後予定されております執行部との臨時会においてもさまざまな問題が、まずは臨時会でも提案がされると存じますが、活発な論議をぜひともお願いを申し上げ、議長就任の御挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。（拍手）

○臨時議長（後山 幸次君） 以上をもちまして、臨時議長の職務を終わらせていただきます。議員の皆様方の御協力によりまして、無事大任を果たすことができました。ありがとうございました。それでは沖田議長、議長席にお着きを願いますが、まず後ろの時計で9時35分まで休憩といたします。

〔臨時議長退席、議長着席〕

午前9時18分休憩

.....  
午前9時35分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。それでは引き続き会議を進めたいと思います。

議事日程の追加を行います。

追加議事日程はお手元に配付のとおりであります。

直ちにこれを追加し、議題といたしますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

### 追加日程第1. 議席の指定

○議長（沖田 守君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

お諮りいたします。議長の議席は12番とし、議席を交代させていただきたいと思えます。また、後ほど選挙いただく副議長につきましても議席を11番とし、副議長に当選された時点で議席を交代させていただきたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、議席は会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

.....

1番	後山 幸次議員	2番	川田 剛議員
3番	米澤 宥文議員	4番	岡田 克也議員
5番	草田 吉丸議員	6番	丁 泰仁議員
7番	板垣 敬司議員	8番	御手洗 剛議員
9番	三浦 英治議員	10番	京村まゆみ議員
11番	寺戸 昌子議員	12番	沖田 守議員

.....

○議長（沖田 守君） それでは議席の交代を休憩中をお願いいたします。暫時休憩といたします。

午前9時36分休憩

.....

午前9時37分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

### 追加日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、1番、後山幸次君、2番、川田剛君を指名いたします。

---

### 追加日程第3. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今回の臨時会の会期は本日1日限りといたしますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

追加日程第4. 津和野町議会副議長の選挙について

○議長（沖田 守君） 追加日程第4、津和野町議会副議長の選挙を行います。  
選挙は投票で行います。  
議場の封鎖を命じます。

○議員（2番 川田 剛君） 休憩動議。

○議長（沖田 守君） ただいま2番、川田剛君から休憩の動議が提出されました。これに御同意ありますか。（「同意したのに」と呼ぶ者あり）（「賛成」と呼ぶ者あり）この動議は所定の賛成者がありますので、成立いたしました。よって、本動議を直ちに議題として採決いたします。  
お諮りいたします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。よって、休憩の動議は可決されました。暫時休憩といたします。

午前9時38分休憩

.....  
午前9時42分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。  
ただいま、追加日程第4、津和野町議会副議長の選挙を行いたいと思います。  
選挙は投票で行います。  
議場の封鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（沖田 守君） ただいまの出席議員は12名であります。  
会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に10番、京村まゆみ君、9番、三浦英治君を指名いたします。  
投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（沖田 守君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 投票用紙配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（沖田 守君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順次、順番に投票を願います。

〔議員投票〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。10 番、京村まゆみ君、9 番、三浦英治君の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（沖田 守君） 投票の結果を報告します。

投票総数 12 票であります。これは先ほどの出席議員数と符合しております。有効投票 11、無効投票 1 票であります。有効投票のうち板垣敬司君 7 票、米澤宥文君 2 票、後山幸次君 2 票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、板垣敬司君が副議長に当選されました。

議場の封鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（沖田 守君） ただいま副議長に当選されました板垣敬司君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

ここで副議長の御挨拶を受けたいと思います。自席でお願いをいたします。7 番、板垣敬司君。

○議員（7 番 板垣 敬司君） 7 番。先ほどの副議長選挙におきまして皆様方からの信任をいただいて副議長に就任いたしました板垣敬司でございます。

立候補のときにもお話を申し上げましたが、議会は執行部と対峙する一つの機関として町民の負託を受けておるわけでございます。議場においてはそれぞれ個々の価値観のもとに多様な意見が交わされ、そして最終的には議決を見、そして議決された案件については執行部ともども英知を集結して町民の福祉の向上のために頑張っていくことが大切ではないかと思っております。

今後とも皆様方の御支援のもとで議長を時に補佐をし、支えながら、ともに議会の運営に当たってまいりたいと思っておりますので、格別の御支援、御指導賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（沖田 守君） 先ほど議席を決定いただきましたが、その際御説明をしたとおり、御承認いただきましたとおり副議長席は 11 番となりますので、11 番の方は交代をお願いいたします。

〔副議長着席〕

○議長（沖田 守君） 暫時休憩といたします。

午前9時53分休憩

.....

午前9時54分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

.....

#### 追加日程第5. 津和野町議会常任委員会委員の選任について

○議長（沖田 守君） 追加日程第5、津和野町議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

各常任委員会委員は委員会条例によって、定数は総務常任委員会6人及び文教民生常任委員会5人と規定されております。

お諮りいたします。

各常任委員会委員については事前に取りまとめた結果、総務経済常任委員会委員に後山幸次君、岡田克也君、草田吉丸君、丁泰仁君、御手洗剛君、三浦英治君、以上6人があります。

文教民生常任委員会委員に川田剛君、米澤宥文君、寺戸昌子君、京村まゆみ君、板垣敬司君、以上の5人です。

委員会定数のとおりであります。それぞれの常任委員会委員に指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま申し上げました皆さんをそれぞれ常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

それではそれぞれの正副常任委員長の互選をお願いいたします。

それでは暫時休憩といたします。

午前9時56分休憩

.....

午前10時01分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中にそれぞれの常任委員会の正副委員長について御協議をいただきましたので、その結果を御報告いたします。

総務経済常任委員会委員長に岡田克也君、総務経済常任委員会副委員長に御手洗剛君、文教民生常任委員会委員長に米澤宥文君、文教民生常任委員会副委員長に京村まゆみ君がそれぞれ選任されました。

.....

#### 追加日程第6. 津和野町議会運営委員会委員の選任について

○議長（沖田 守君） 追加日程第 6、津和野町議会運営委員会の委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会の委員は委員会条例によって、定数を 5 名と規定されております。委員、さらには正副委員長の互選について御協議をお願いしたいと思います。

それでは暫時休憩といたします。

午前 10 時 02 分休憩

.....  
午前 10 時 08 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

津和野町議会運営委員会の委員について協議いただきましたので、報告いたします。

津和野町議会運営委員会委員は岡田克也君、米澤宥文君、後山幸次君、川田剛君、丁泰仁君、以上 5 人の方々を議会運営委員会委員に指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。それでは津和野町議会運営委員会の正副委員長は委員長に後山幸次君、副委員長に川田剛君がそれぞれ選任されました。

なお、議会運営委員会は会期の決定等議会の運営に関する事項については、閉会中の継続審査及び調査を行うこととなります。

お諮りします。議会運営委員会の会期の決定等所掌事務調査について閉会中の継続審査及び調査については、これに付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の会期の決定等所掌事務調査については、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

---

#### 追加日程第 7. 議会広報編集委員会の設置及び委員の選任について

○議長（沖田 守君） 追加日程第 7、議会広報編集委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。津和野町議会委員会条例第 5 条の規定によりまして、議会広報に関する調査研究について 6 人の委員をもって構成する特別委員会、議会広報編集委員会を設置し、これに付託の上、調査することとし、調査期間は調査終了までとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議ありませんので、議会広報編集委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

それでは委員について御協議をお願いしたいと思います。各常任委員から3名を選出していただきたいと思います。また、委員が決まりましたら委員で互選していただき、正副委員長の選任をお願いいたします。

それでは暫時休憩といたします。

午前10時11分休憩

.....

午前10時17分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会広報編集委員会の委員について選任いただきましたので、報告をいたします。

議会広報編集委員会委員は岡田克也君、川田剛君、草田吉丸君、後山幸次君、京村まゆみ君、寺戸昌子君、以上の6人の方々を議会広報編集委員に指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。

また、議会広報編集委員会の正副委員長については委員長に岡田克也君、副委員長に川田剛君がそれぞれ選任されました。

ここで休憩をとりたいと思いますが、休憩中に組合議会議員の選出協議をお願いいたします。

後ろの時計で10時40分まで休憩といたします。その間、組合議会議員の選出協議をお願いしたいと思います。

午前10時21分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

-----

#### 追加日程第8. 津和野町選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について

○議長（沖田 守君） 追加日程第8、津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

議員は4名であります。

選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を準用して投票と指名推選とがあります。この選挙については、指名推選としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員に私、沖田守、副議長、板垣敬司君、川田剛君、岡田克也君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました4名を津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名を津和野町議会選出の益田地区広域市町村圏事務組合議会議員とすることに決しました。

沖田守君、板垣敬司君、川田剛君、岡田克也君が議場におられますので、会議規則第33条の第2項の規定により告知いたします。

---

#### 追加日程第9. 津和野町議会選出の鹿足郡事務組合議会議員の選挙について

○議長（沖田 守君） 追加日程第9、津和野町議会選出の鹿足郡事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

議員は4名選出であります。

選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を準用して投票と指名推選とがあります。この選挙については指名推選としたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

津和野町議会選出の鹿足郡事務組合議会議員に川田剛君、京村まゆみ君、草田吉丸君、丁泰仁君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました4名を津和野町議会選出の鹿足郡事務組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名を津和野町議会選出の鹿足郡事務組合議会議員とすることに決しました。

川田剛君、京村まゆみ君、草田吉丸君、丁泰仁君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

---

### 追加日程第10. 津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の選挙について

○議長（沖田 守君） 追加日程第10、津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

議員は3名選出であります。

選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を準用して投票と指名推選とがあります。この選挙については指名推選としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員に後山幸次君、御手洗剛君、板垣敬司君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました3名を津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合の議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました3名を津和野町議会選出の鹿足郡不燃物処理組合議会議員とすることに決しました。

後山幸次君、御手洗剛君、板垣敬司君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

---

### 追加日程第11. 津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙について

○議長（沖田 守君） 追加日程第11、津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

議員は2名選出であります。

選挙の方法については、地方自治法第118条の規定を準用して投票と指名推選とがあります。この選挙については指名推選としたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選することに決しました。

お諮りします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員に寺戸昌子君、米澤宥文君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名した2名を津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました2名を津和野町議会選出の鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員とすることに決しました。

寺戸昌子君、米澤宥文君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

それでは後ろの時計で午後1時まで休憩いたします。

午前10時47分休憩

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

本会議の開会前に一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

今回の津和野町議会議員の改選に当たり、不肖私沖田が議長の大役を議員各位の御推挙を賜って、就任をいたすことに相なりました。大変な大役を仰せつかったわけであり、もとより浅学非才であります。今まさに、昨年7月28日に未曾有の豪雨大災害を本町は受けました。この災害の復旧・復興に執行部と歩調を合わせて、最重要課題として取り組んでいくことは当然のことではありますが、あわせて、本町は今、過疎、少子高齢化進行は著しいこの町に何とか歯止めをかけ、そして、明るい展望が開かれる、そういう町にしたいものであります。この町に生まれ、また、この町をついの住みかとして終えんを迎える者にとって、このふるさと津和野が何よりも優しい町であった、心配りのある町であったと言っていただけのような、そういう町にしたいものであります。

執行部におかれては、課題山積の中ではありますが、町民のための、町民主役のまちづくりをこれまで以上に精力的に展開していただくことを強く要望もし、あわせて議会も、時には執行部と厳しく対応する場面もあるかと存じますが、この町を思う気持ちは一つであります。

私沖田は、議会の運営に際しては、不偏不党、この精神を貫いてまいりたいと存じます。

議長就任に当たって、所信の一端を述べて御挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ここで町長より御挨拶を受け、町執行部の御紹介をいただきたいと存じます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、失礼いたします。

本日は、臨時議会の開催に当たりまして、招集をいたしましたところ、皆様方にはお忙しい中にもかかわらずこうしておそろいで御出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

御承知のとおりでございますが、このたび議会も改選ということになりまして、新しい議員さんのもとでまたこの4年間を迎えられることになったわけでありまして、本日は、臨時議会が開催をされまして、沖田議長、そして板垣副議長という、また新しい体制でのスタートだというふうにも伺ったところでもあるわけでございます。

どうか議会におかれましては、今後とも変わらず町政に対しまして厳しい御指導と、そして温かい御支援を頂戴いたしますように何とぞよろしくお願い申し上げたいと思っております。

それでは、執行部の、自己紹介ということですよ。執行部のほうの紹介をということでございますので、一人一人、自己紹介という形でさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

○議長（沖田 守君） それでは、ただいまから、自己紹介を。副町長。

○副町長（島田 賢司君） 皆さん、まずもって、このたびの選挙、御当選おめでとうございます。

それでは、順次自己紹介していきますので、よろしくお願いたします。

私、副町長の島田と申します。町政も課題山積でございますが、町長を精いっぱい補助してまいりますので、今後ともよろしくお願いたします。

○教育長（本田 史子君） 失礼いたします。このたびは御当選おめでとうございます。

教育委員会教育長の本田でございます。町長部局ときっちり連携を図りながら進めてまいりたいと思っております。どうかよろしくお願いたします。

○参事（大庭 郁夫君君） 失礼します。このたびは御当選おめでとうございます。

4月1日から参事職を拝命いたしました大庭と申します。

商工観光課長も兼ねてということで、商工観光課2年目になります。いろいろ観光行政、大変な時期を迎えておりますけども、商工あわせて今年も頑張りたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（福田 浩文君） 失礼いたします。総務財政課長の福田と申します。よろしくお願いいたします。このたびは御当選おめでとうございます。

総務財政課につきましては、人事、財政、消防防災等の業務を受け持っております。今後とも引き続き御指導くださいますようによろしくお願いいたします。

○税務住民課長（楠 勇雄君） 失礼します。税務住民課の楠勇雄です。

税務住民課のほうは、総勢14名で課のほうを運営しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 失礼します。つわの暮らし推進課長の内藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

つわの暮らし推進課のほうは、定住対策、それから住民と行政の協働のまちづくり等を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育次長（世良 清美君） 失礼します。まずもって、議員の皆様、御当選おめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。

私、教育委員会の教育次長を仰せつかっております世良清美と申します。

教育委員会では、津和野町の教育の振興に向けて努力してまいりたいというふうに思っておりますので、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○建設課長（田村津与志君） 失礼します。建設課の田村と申します。よろしくお願いいたします。

私は、災害復旧推進室の室長も兼務しております。今畑迫のほうへ復旧推進室は設置をしております。

昨年度の災害で約440件、今後の査定、復興額であります。査定ベースで21億8,000万ばかりございまして、今、約5割ぐらいを、半分ぐらいを今発注したというふうな状況でございます。

建設課は、町道の関係、農道、林道、そして住宅の関係、地籍調査の関係等を担当しております。それから、災害復旧推進室のほうはやはり町道、普通河川、公共土木施設の関係、それと農地農業用施設の関係、そしてあと林道の関係、いうふうなことで担当しております。一日も早い復興のために尽力してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○環境生活課長（竹内 誠君） 失礼します。この4月より環境生活課長を拝命いたしました竹内誠と申します。よろしくお願いいたします。

うちの課では、8名の職員で、上下水道並びに環境衛生を担当しております。よろしくお願いいたします。

○農林課長（久保 睦夫君） 失礼します。農林課長の久保と申します。よろしくお願いいたします。

農林課では、農業、林業、水産業、農業委員会、土地改良区、担い手支援センター、それから有害鳥獣等々の業務を担当しております。よろしくお願いいたします。

○会計管理者（山本 典伸君） 失礼いたします。出納室、会計管理者の山本と申します。

健全な出納、資金管理運用に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。それと職務上、支払いの関係上、午後の議会にちょっと欠席がちになるかと思いますが、済いませんがよろしくお願いいたします。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 健康福祉課長の齋藤でございます。福祉事務所長も兼務しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○副町長（島田 賢司君） 以上で、自己紹介終わりますが、本日は出張のため欠席しております、病院内に医療対策課を設置しておりますが、下森定という課長がおります。これで全員ですので、皆様どうかよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） それでは、ただいまより議員の自己紹介をお願いいたします。議席番号1番から順次お願いをいたします。

○議員（1番 後山 幸次君） 今回、議会運営委員長に推挙いただきました後山幸次でございます。今後は、津和野町発展のため、また議会発展のため、最大の努力をしていく覚悟であります。執行部におかれましても、今後ともよろしくお願いいたします。

○議員（2番 川田 剛君） このたび、議会運営副委員長に御推挙いただきまして、また常任委員会では文教民生常任委員を務めさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

○議員（3番 米澤 宥文君） 米澤宥文でございます。文教民生常任委員の委員長につくことになりました。今後ともよろしくお願いいたします。

○議員（4番 岡田 克也君） 岡田克也でございます。総務経済常任委員会の委員長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（5番 草田 吉丸君） 皆様こんにちは。今回の改選によりまして、初めて議会のほうに出させていただくことになりました草田吉丸でございます。新人議員でございますので、しっかりと勉強もしながら、また、皆様の御指導賜りながら議会活動をしっかりやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（6番 丁 泰仁君） 丁泰仁でございます。このたび、総務経済常任委員会に属することになりました。新人ではございますが、今、町政に対します町民の一番新しい空気をもってこの場に臨んでおります。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 寺戸昌子です。新人ですのでいろいろこれから勉強しながらやっていこうと思っております。よろしくお願いいたします。

- 議員（８番 御手洗 剛君） 御手洗剛でございます。総務経済常任委員会の副委員長を拝命いたしました。活力ある津和野づくりのために頑張りたいと思います。よろしくお願ひいたします。
- 議員（９番 三浦 英治君） ９番、三浦英治です。常任委員会は総務経済に所属しております。今後ともよろしくお願ひいたします。
- 議員（１０番 京村まゆみ君） ２期目の議席をいただきました京村まゆみです。文教民生常任委員会副委員長、また鹿足郡事務組合議会議員、そして広報編集委員を担当させていただきます。どうぞ、今後ともよろしくお願ひいたします。
- 議員（１１番 板垣 敬司君） 板垣敬司でございます。このたび、副議長を仰せつかりまして、先ほど就任いたしました。何とぞよろしくお願ひいたします。
- 議長（沖田 守君） 以上であります。ありがとうございました。

---

#### 追加日程第１２．議案第７３号

#### 追加日程第１３．議案第７４号

- 議長（沖田 守君） それでは、追加日程第１２、議案第７３号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例の一部改正について及び追加日程第１３、議案第７４号専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正についての２案件につきまして、会議規則第３７条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（下森 博之君） 今臨時議会に提案をいたします案件は、専決処分案件２件、人事案件１件、契約案件２件、補正予算案件１件、報告案件２件の合計８案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

議案第７３号専決処分の承認を求めることについてでございますが、津和野町税条例の一部改正の専決処分について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第７４号専決処分の承認を求めることについてでございますが、津和野町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 議長（沖田 守君） 税務住民課長。

- 税務住民課長（楠 勇雄君） 失礼します。それでは、議案第７３号について説明させていただきます。

津和野町税条例の一部を改正する条例でございます。この条例改正は、地方税法の改正に伴う改正でございます。主な改正点のみ説明させていただきます。なお、附則の施行日規則については随時説明させていただきます。

新旧対照表 1 ページ、3 ページ、4 ページでございます。

23 条、48 条、52 条は、法人税法において外国法人が定義されたことに伴う所要規定の整備でございます。

これは、施行日は平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

2 ページをごらんください。第 34 条の 4 でございます。地方法人税を国税として新たに創設に対応しまして、法人町民税の引き下げをするものでございます。法人町民税 14.7% マイナス 2.6% して、12.1% に。それに伴いまして、法人県民税のほうも 6% を 1.8% 減しまして、4.2% 減額の 4.4% を地方法人税とするものでございます。

これは、平成 26 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

15 ページをごらんください。

附則の第 8 条、肉用牛の販売に関する事業所得の課税の特例について、適用の年限を 3 年間延長するものでございます。

これは、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

16 ページをごらんください。

附則 10 条の 3、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置の創設でございます。

これは、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

17 ページをごらんください。

附則第 17 条の 2、優良住宅の宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、課税の特例を 3 年間延長するものでございます。

これは、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

ページ、18 ページから 19 ページをごらんください。

附則第 19 条の 2、株式譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例について、規定の明確化をしたものでございます。

平成 29 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

20 ページをごらんください。

附則 19 条の 3、非課税口座内譲渡株式の譲渡に係る町民税の所得の計算の特例について、法律改正に伴う所要規定の整備でございます。

27 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

新旧対照表の一番後ろについております説明資料ごらんください。

軽自動車税の改正でございます。原付、軽二輪及び小型二輪について、平成 27 年度から引き上げをするものでございます。町条例の第 82 条でございます。

平成27年4月1日から施行するものでございます。

原付50cc以下について、現行1,000円を2,000円に、50ccを超え90cc以下が、現行1,200円を改正後2,000円に、90ccを超え120cc以下、現行1,600円を2,400円に改正。ミニカーについて、現行2,500円を3,700円に改正します。軽二輪2,400円を3,600円に改正します。小型二輪4,000円を6,000円に改正するものです。軽自動車及び小型特殊自動車、これについては、平成27年度分から標準税率を引き上げるものでございます。軽自動車税等については、平成27年4月1日購入者から新税を適用するものでございます。なお、26年までに購入したものについては、現行の税率のまま据え置くということでございます。これは、改正附則の第4条でございます。

平成27年4月1日から施行するものでございます。

②としまして、平成28年度分から、新車購入から13年を経過した軽四輪自動車について、重課、新たな課税をするものでございます。附則の第16条でございます。

これは、28年4月1日から施行するものでございます。

主に乗っておられる車として、四輪車以上、乗用車の自家用車、現行7,200円を、改正後1万800円に、13年以上経過したものについては、重課として1万2,900円、貨物自動車の自家用車、現行4,000円を改正後5,000円に、重課として6,000円と。下の表を見ていただいたらわかると思うんですが、26年度、27年3月31日までに新車を購入した場合、13年を経過したとき、平成41年になろうかと思いますが、1万2,900円ということで、重課になります。

それから、27年度、4月1日に新車を購入した場合、28年度分から1万800円の課税となります。41年の時点に同じく重課になって、1万2,900円ということになります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議案第74号を御説明いたします。

この改正は、地方税法の施行令の改正に伴いまして、平成26年度から国民健康保険税の課税限度額の見直し、及び低所得者に係る保険税軽減の拡充を図るものであります。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表の2条をごらんください。

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を14万円から16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を12万から14万円に引き上げるものであります。

めくっていただきまして、第21条第1項2号及び3号をごらんください。

国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象者となっている世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に世帯主を含めます。また、2割軽減の対象者とな

る世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を35万円から45万円に引き上げるものでございます。

なお、この条例の施行期日につきましては、平成26年4月1日からであります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第73号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決いたします。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。よって、本案件は承認することに決定いたしました。

議案第74号専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結いたします。討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決いたします。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。よって、本案件は承認することに決定いたしました。

---

#### 追加日程第14. 議案第75号

○議長（沖田 守君） 追加日程第14、議案第75号津和野町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、9番、三浦英治君の退席を求めます。

〔三浦英治君 退席〕

○議長（沖田 守君） ただいまの出席議員は、議長を除く10名であります。

それでは、執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第75号津和野町監査委員の選任についてでございますが、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

このたび監査委員としてお願いをいたしたいのは、住所、島根県鹿足郡津和野町青原416番地、氏名、三浦英治、生年月日、昭和33年4月21日、現在56歳でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（沖田 守君） ただいまの出席議員は先ほど申し上げましたとおり10名であります。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に8番、御手洗剛君、6番丁泰仁君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（沖田 守君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載の上、投票願います。なお、投票における表決において賛否を

表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第 8 4 条の規定により反対とみなすこととなっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票を行います。

〔議員投票〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。8 番、御手洗剛君、6 番丁泰仁君の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（沖田 守君） 投票の結果を報告します。

投票総数 10 票であります。これは、先ほどの出席議員数と符合しております。そのうち賛成 9 票、反対 1 票であります。以上のおり賛成多数であります。よって、本案は原案のおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（沖田 守君） 除斥者の出席を求めます。

〔三浦英治君 出席〕

○議長（沖田 守君） ただいまの投票の結果、三浦英治君が監査委員に選任されたので、報告いたします。

---

#### 追加日程第 15. 議案第 76 号

#### 追加日程第 16. 議案第 77 号

○議長（沖田 守君） 追加日程第 15、議案第 76 号平成 25 年災第 286 号吹野線道路災害復旧工事ほか 8 件合冊工事請負契約の締結について及び追加日程第 16、議案第 77 号平成 25 年度後田地区下水道管布設工事請負変更契約の締結について、以上 2 案件につきましては、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 76 号平成 25 年災第 286 号吹野線道路災害復旧工事ほか 8 件合冊工事請負契約の締結についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第 77 号でございますが、平成 25 年度後田地区下水道管布設工事請負変更契約の締結についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） それでは、議案第76号を説明をさせていただきます。

議会承認を求める工事でございますが、名称が平成25年災第286号吹野線道路災害復旧工事ほか8件合冊工事、契約の方法、指名競争入札、契約の金額1億7,939万7,720円、契約の相手方、株式会社栗栖組でございます。

1枚はぐっていただきましたところに仮契約書をつけてございます。26年5月1日契約ということで、工期が来年の3月31日ということでございます。場所的には、津和野町吹野地内というふうな内容でございます。予算的には、平成26年度予算の事業でございます。工事の種別としては、公共土木施設災害復旧工事でございます。

道路災害復旧工事ほか8件ということで書いてございますが、災害の査定で9件査定設計書をつくっております。その9件を合冊をする、一つの設計書にして契約をするものでございまして、その内訳としては、町道に係る道路災害の関係が6件、それと河川の災害が3件というふうなことでございます。

査定番号で九つございまして、それ以降に位置図等をつけておりますので、ごらんいただいたらと思います。図面が小さくて場所的におわかりにくいかと思いますので、大ざっぱな位置的なところをお話を申し上げますと、町道溢線、大庭さんの自宅がございしますが、その前のところというか上手のところ、それから、正法寺のあたり、それと吹野川にかけての町道災害の復旧工事でございます。

それから、河川災害の関係が、吹野溢川と吹野川の合流点の合流の吹野川というふうなことになります。吹野溢川と吹野川の合流点より下流については県の管理河川というふうなことでございます。

一応、入札の状況といたしましては、4月28日の1時から入札を15件実施をしております。本工事を含めて15件ということであります。

で、津和野町が今災害復旧工事の関係は、合併入札という方式を取り入れております。で、この関係で、入札15件のうちの1件でございますが、それがこの本日議案で提案をさせていただいております工事でございます。この工事が含まれる合併入札の関係が、平成25年災第286号吹野線道路災害復旧工事ほか3件合併工事というふうなことでございまして、公共土木施設の関係と、農災2件、林道1件というふうな形で一つの入札というふうなことで対応させていただいております。農災の関係の2件のうち1件が平成25年度、前年度分の繰り越しの予算、それ以外については、新年度の予算というふうなことで対応しております。

予定価格については、今、事前公表をしております。税抜き額2億324万3,000円、落札額、税抜きであります。2億320万円、入札率が99.8%ということになっております。それぞれの合冊なりそれぞれの設計書の工事については、一応入

札額にその工事の価格案分率を掛けて算出するというふうなことでございまして、本提案の案件については、81.75%の案分率でございますので、先ほど申しました落札額2億320万円に81.75%を掛けまして出ましたものが1億6,610万9,000円、税込み額が1億7,939万7,720円というふうなことで契約をさせていただいております。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（竹内 誠君） それでは、議案第77号につきまして御説明をいたします。

このたび御提案させていただきます変更契約につきましては、当初契約における予定価格は5,000万円以下のために、議会の議決に付すべき契約案件ではございませんでしたが、その後、変更契約によりまして契約額が5,000万円を超えたため、このたび議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、平成25年度後田地区下水道管敷設工事、工事内容につきましては、2枚目の資料2の図面をごらんいただきたいと思います。津和野高校前の県道から幸橋にかけて下水道管を敷設する工事でございます。赤色で示した部分が全体事業工区で、施工延長は約488メートルでございます。

変更契約の説明の前に、参考資料によりましてこれまでの契約状況につきまして御説明をいたします。

次のページの参考資料1でございますが、平成25年11月29日契約締結の当初契約でございます。契約の金額は4,389万円、契約の相手方は堀建設株式会社、契約の方法は一般競争入札、4社が応札、落札率は88.1%、なお、施工延長が390メートルでございます。

次のページの参考資料の2は、平成26年3月4日契約締結の563万8,500円増額、あわせて工期延長とする変更契約でございます。変更後の金額は4,952万8,500円となります。なお、管路延長を98メートル追加しております。

次のページの参考資料3は、平成26年3月28日契約締結の工期を延長する変更契約でございます。

以上が、これまでの契約状況でございます。

それでは、1枚目の議案のほうに戻りまして、変更契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

まず、契約の目的、平成25年度後田地区下水道管布設工事、契約の方法、随意契約、契約の金額5,417万1,720円、変更前の金額4,952万8,500円、変更額464万3,220円の増額でございます。契約の相手方、堀建設株式会社。

変更の主な理由につきまして、御説明をいたします。2枚目の資料2の図面をごらんいただきたいと思います。

①5工区において、道路管理者であります津和野土木事業所と協議の結果、幸橋に添架の圧送管支持金具の形状を変更しております。水量には変更はなく、単価の変更でございます。

また、交通管理者であります津和野警察署と協議の結果、工事区間内に横断歩道用の点滅信号があり、また、カーブで見通しが悪いことから、規制区間を長くとするよう指示がありましたので、交通誘導員の配置人員の増による変更でございます。

次に、資料1をごらんいただきたいと思います。

平成26年4月の消費税率の改正によりまして、平成25年10月以後に契約締結した工事が遅延により完成時期が平成26年4月以後になる場合においては、契約額に係る消費税等の額は、新税率であります8%を乗じた額となりますので、消費税等の増税分として141万5,100円を増額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第76号平成25年災第286号吹野線道路災害復旧工事ほか8件合冊工事請負契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 先ほどの説明の中で、若干わかりづらかった点で、入札15件中、今回の入札ということだったんですが、このたびの工事名として、ほか8件ということで、トータルでこれを1件と数えていいものなのか、9件と数えていいものなのかというのが1点です。お願いします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 濟いませぬ。大変わかりにくいところなんでしょうが、査定の件数で申し上げますと、146件が査定の設計書の数でございます。で、入札の15件というのが、入札に付しました件数でございまして、そのうちの1件が議案にあります名称の工事が含まれている合併工事でございます。で、この合併工事についてであります、公共土木の関係の査定の件数としては9件、それと、農災の関係が7件、林道の関係が1件で対応しております、設計書としては、今回の議案の合併工事の、工事の内訳としては、平成25年災第286号吹野線道路災害復旧工事ほか8件合冊工事。二つ目として平成25年災86分の17吹野地区農地災害復旧工事、これが平成25年の予算でございます。それと3番目としては、86分の64吹野地区農地災害復旧工事ほか5件合冊工事。それと4番目として、林道大久保線災害復旧工事という、この四つの設計書を一つの入札として対応しておるというふうなことでございます。で、そのうちの吹野線道路災害復旧工事ほか8件というのが今回提案をさせていただいておる内容でございます。

○議長（沖田 守君） 2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 一生懸命理解しようとしたんですが、ちょっとなかなか入ってこなかったんで、もう一度なんですけど、15件というのは、いわゆるいろ

んな、今回入札件数が15件ということは、今おっしゃられたのは、例えば9件ほか4番目に林道という説明があったのを1件として含めて、一つの工事として含めて、その工事が15件の入札があったうちの一つという解釈でよろしいのでしょうか。

それと、先ほどもちょっと気になったのが、課長が合併工事でおっしゃっていますが、合冊工事ではなくて合併工事という説明でよろしいのか。と、もう一度そのあたりを、今回の件数、15件と、この件数と146件、件で言うところとちょっとわかりづらいんで名称を変えていただくとわかりやすいかと。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 入札に関しては、合併工事ということで、実際のところ公共土木施設1件、農災が2件、それと林道が1件というふうなことで、設計書はそれぞれ4件、4冊あると。契約書も当然四つあるということでございます。で、今合併工事に関しては、目に見える形で地域の復旧が図りたいというふうなこともございまして、これまでの入札方法でいくと、それぞれ単独で発注をしておいたものを公共土木施設も農災の関係も林道もあわせて発注することで、その地域の災害復旧が目に見える形でしたいというふうなものでございまして、合併入札の、合併工事の関係が15件入札をして、そのうちの1件がたまたま今回議会に提案させていただく5,000万以上のものである、というふうなことでございまして、案分率を掛けた結果、5,000万円以上、超えるのが1件あったと、それが吹野線道路災害復旧工事ほか3件の合併工事の中の一つの契約の物件でございまして、吹野線の道路災害復旧工事ほか8件合冊工事というふうな形でございます。少しややこしいんですが、そういう状況であります。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第76号平成25年災第286号吹野線道路災害復旧工事ほか8件合冊工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第77号平成25年度後田地区下水道管布設工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第77号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第77号平成25年度後田地区下水道管布設工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### 追加日程第17. 議案第78号

○議長（沖田 守君） 追加日程第17、議案第78号平成26年度津和野町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第78号平成26年度津和野町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ92億2,100万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、議案第78号を御説明申し上げます。

まず、4ページをお開きください。

第2表の地方債の補正でございます。変更といたしまして、公営住宅建設事業を150万円増額するものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出のほうから御説明いたしますので、12ページをお開きください。

土木費でございます。住宅管理費の委託料といたしまして、青原団地ストック改善事業設計業務の委託料として300万円の増額をしております。青原団地ストック改善事業につきましては、平成25年度に設計管理業務委託料及び工事請負費を予算化したところでございますが、豪雨災害対応を要請したことによりまして、3月議会の9号補正

におきまして工事請負費を、最終の10号補正におきまして設計管理業務委託料を減額し、次年度へ事業を繰り延べたところでございます。なお、工事請負費及び工事の管理に係ります業務委託料につきましては、今年度の当初予算のほうで既に計上済みでございます。

それでは、歳入のほうを御説明いたしますので、10ページのほうにお戻りください。

まず、国庫支出金でございます。土木費国庫補助金といたしまして、先ほど歳出のほうで御説明いたしました青原団地ストック改善事業設計業務委託料の増に伴いまして、社会資本整備総合交付金を150万円増額をしております。

次に、町債でございます。土木債の公営住宅建設事業債でございますが、先ほどと同じ理由によりまして、公営住宅建設事業150万円を増額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、議案第78号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第78号平成26年度津和野町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

### 追加日程第18. 報告第1号

○議長（沖田 守君） 追加日程第18、報告第1号平成25年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、執行部より報告をお願いします。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第1号平成25年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成25年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、報告第1号を御説明を申し上げます。

1枚めくっていただきまして、別紙をお開きください。

平成25年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

まず、民生費の鹿足郡養護老人ホーム増床事業でございますが、工事中に降雪と低温の影響から、コンクリートの打設工程がおくれたことによりまして、2,567万2,000円を繰り越したもので、終期を6月末としております。

次に、電子システム構築事業でございますが、平成27年度より開始されます子ども子育て支援新制度に係る電子システムの構築に係るものでございますが、国の基準等の提示がおくれたため、年度内の着手ができなかったため、594万円を繰り越したもので、終期につきましては、来年27年3月末としております。

それから、農林水産業費の農道新設改良事業でございますが、豪雨災害により、請負業者が災害対応を優先したことによりまして、1,028万円を繰り越したもので、終期を8月末としております。

次に、林地崩壊防止事業でございますが、残土処理場の確保に不測の日数を要したことによりまして、4,026万6,000円を繰り越したもので、終期を10月末としております。

次に、森林整備加速化林業再生事業でございますが、当初、町行造林地で事業を行う予定でしたが、豪雨災害によりまして、予定地に通じます林道が被災をいたしまして、その代替地として町有林を選定するのに不測の日数を要したことによりまして、842万1,000円を繰り越したもので、終期を7月の中旬としております。

それから、商工費のまちなか再生総合事業でございますが、家屋の傾き修正等に不測の日数を要したことによりまして、2,103万8,000円を繰り越したもので、4月末をもって完了をしてしております。

それから、土木費の地籍調査事業でございますが、昨年の豪雨災害によりまして、測量ぐいが流失したことと、請負業者が災害対応を優先したことによりまして、910万円を繰り越したものでございまして、4月末をもって完了をしてしております。

次に、町道新設改良事業、まずこれは9号補正で議決をいただいたものでございますが、路線名としましては、日原添谷線と奥ヶ野東線でございますが、豪雨災害によりまして、請負業者が災害対応を優先したことによりまして、2,668万4,000円を繰り越したもので、終期を日原添谷線につきましては8月末、奥ヶ野東線につきましては27年3月末としております。同じく、町道新設改良事業、最終の10号補正で議決をいただいたものでございますが、路線名は日原市街線でございますが、同様の理由によりまして、1,038万4,000円を繰り越したもので、終期を9月末としております。

次に、定住促進住宅改修事業でございますが、災害復旧事業関係者の定住促進住宅への入居申し込みが急増したことに対応するために、9号補正にて議決をいただいたもの

でございます、712万8,000円を繰り越したもので、終期を6月末としております。

それから、消防費の消防練法訓練所整備事業でございますが、豪雨災害に伴いまして、舗装工事の発注がおくれまして、それに伴いまして、屋外照明新設工事の発注もおくれたことによりまして、280万8,000円を繰り越したもので、終期を5月末としております。

次に、広域市町村圏事務組合消防費負担金でございますが、益田広域消防本部通信司令室等の建設工事に係る調査業務の一部が遅延をしたことによりまして、55万5,000円を繰り越したもので、終期を5月末としております。

それから、教育費の木部小学校校舎耐震補強設計判定事業でございますが、耐震補強工法の選択に当たりまして、県の耐震性の判定委員会との調整に時間を要したため、367万3,000円を繰り越したもので、終期を9月の末としております。

それから次に、教育費の副読本作成事業でございますが、収集したデータ、写真データ等の整理に不測の日数を要したことによりまして、150万円を繰り越したもので、終期を9月末としております。

次に、青原小学校校舎改築事業でございますが、改築工事設計業務において、設計見直しに不測の日数を要したことによりまして、1,451万7,000円を繰り越したもので、終期を5月末としております。

次に、日原山村開発センター改修事業でございますが、現在センターを青原小学校の仮校舎として使用しておりますが、主な工事を春休み中に実施したことによりまして、384万3,000円を繰り越したもので、4月末をもって完了をしております。

災害復旧費の現年林道災害復旧事業でございますが、工事発注が年度末になったことによりまして、5,808万8,000円を繰り越したもので、終期を12月末としております。

次に、現年農地農業施設災害復旧事業でございますが、工事発注が年度末及び26年度になったことによりまして、4億3,229万7,000円を繰り越したもので、終期を27年3月中旬としております。

次に、現年公共土木施設災害復旧事業につきましても、同様の理由によりまして、5億3,996万2,000円を繰り越したもので、終期を27年3月末としております。

次に、現年文教施設災害復旧事業につきましては、山陰道の復旧工事でございますが、隣接します町道の災害復旧工事に不測の日数を要することによりまして、136万7,000円を繰り越したもので、終期を27年3月末としております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があればこれを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

---

**追加日程第19. 報告第2号**

○議長（沖田 守君） 追加日程第19、報告第2号平成25年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、執行部より報告を願います。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第2号平成25年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成25年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（竹内 誠君） それでは、御説明をいたします。

1枚めくっていただきまして、別紙をごらんいただきたいと思います。

平成25年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

事業名は下水道事業でございます。後田地区下水道管敷設工事並びに同地区のマンホールポンプ設置工事の施工に当たりまして、不測の日数を要したことによりまして、4,489万4,000円を繰り越したものでございます。終期は6月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があればこれを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

---

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第3回津和野町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後2時13分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員